

JIS

石油製品－自動車ガソリン及び航空燃料油－ 実在ガムの求め方－噴射蒸発法

JIS K 2261 : 2025

(PAJ)

令和 7 年 12 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|-------|---------|--------------------------------------|
| (委員長) | 高 津 章 子 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| (委員) | 阿 部 明 美 | 一般社団法人日本ゴム工業会 |
| | 上 野 博 子 | 一般財団法人化学物質評価研究機構 |
| | 上 野 祐 子 | 中央大学 |
| | 小 川 修 | 一般社団法人日本塗料工業会 |
| | 加 茂 徹 | 早稲田大学 |
| | 栢 英 則 | 日本プラスチック工業連盟 |
| | 坂ノ上 宗 広 | 石油連盟 |
| | 下 鍋 達 也 | 公益社団法人自動車技術会 |
| | 永 田 淳 | 一般社団法人日本分析機器工業会 |
| | 野 田 浩 二 | 一般社団法人日本化学工業協会 |
| | 花 村 美 保 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 |
| | 林 英 男 | 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター |
| | 山 田 美佐子 | 一般財団法人日本消費者協会 |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 27.6.21 改正：令和 7.12.22

官 報 掲 載 日：令和 7.12.22

原 案 作 成 者：石油連盟

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 TEL 03-5218-2302)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 高津 章子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|------------------------------|-----|
| 序文 | 1 |
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 引用規格 | 2 |
| 3 用語及び定義 | 2 |
| 4 試験の原理 | 3 |
| 5 試薬 | 3 |
| 6 試験器及び器具 | 3 |
| 7 空気噴射装置の組立 | 10 |
| 8 水蒸気噴射装置の組立 | 10 |
| 9 校正 | 11 |
| 10 試料の採取方法及び調製方法 | 11 |
| 11 試験の手順 | 11 |
| 12 計算方法 | 13 |
| 13 結果の表し方 | 13 |
| 13.1 航空燃料油 | 13 |
| 13.2 自動車ガソリン | 13 |
| 13.3 全ての燃料油 | 13 |
| 14 精度 | 14 |
| 14.1 一般事項 | 14 |
| 14.2 室内併行精度 | 14 |
| 14.3 室間再現精度 | 14 |
| 15 試験結果の報告 | 14 |
| 附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表 | 15 |
| 解 説 | 17 |

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、石油連盟（PAJ）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、JIS K 2261:2000 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

石油製品—自動車ガソリン及び航空燃料油— 実在ガムの求め方—噴射蒸発法

Petroleum products—Motor gasoline and aviation fuels— Determination of existent gum—Jet evaporation method

序文

この規格は、2017年に第3版として発行された ISO 6246 及び 2019年に発行された Amendment 1 を基に、国内の実情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、自動車ガソリン及び航空燃料油（航空タービン燃料油及び航空ガソリン）の実在ガムを測定する方法について規定する。その他の揮発性留出油の実在ガムも測定可能であるが、精度は規定しない。また、自動車ガソリンの未洗実在ガムを測定する手順についても規定する。

警告 この規格は、危険な試薬、操作及び装置を使うことがあるが、安全な使用方法を全てに規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は、試験に先立って、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

注記 1 この規格は、ガソリンの成分、特に低沸点不飽和化合物が蒸発中に爆発することがあるため、これらの化合物の割合が高いガソリンの試験には適さない。

注記 2 自動車ガソリン中のガムを測定するこの方法の真の意義は明確ではない。ガムが多いと、吸気系統に堆積物が生じたり、吸気弁が固着したりすることが判明している。また、ガムが少ないと、吸気系統の問題がほとんど発生しないと考えられる。しかし、この試験方法で測定するガムは、吸気系統に生じる堆積物と直接関係がない。この試験を自動車ガソリンに適用する場合の本来の目的は、試料中にはじめから存在するか、又は試験条件下で形成される酸化生成物を測定することである。自動車ガソリンの中には、不揮発性油又は添加物が意図的に混合されているので、蒸発残留物からこれら不揮発性油又は添加物を除去するためのヘプタン洗浄操作が必要である。航空タービン燃料油におけるほとんどのガムは、燃料中への高沸点油又は粒子状物質の混入によるものである。

注記 3 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 6246:2017, Petroleum products—Gum content of fuels—Jet evaporation method + Amendment 1:2019 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”こ